

福島区 地活協補助金通信



地域活動協議会のみなさまへ

平素は福島区政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
今回の記念すべき「地活協補助金通信 Vol.1」は、地活協補助金の「活動費補助金」
について掲載しておりますのでご活用いただければ幸いです。

活動費補助金とは

(補助率) 75% ※実質的な補助率

(補助対象となる分野)

区長が指定する活動分野（福島区では「ア」「イ」「ウ」が必須の活動分野となります）

「ア 防犯・防災」「イ 子ども・青少年」「ウ 福祉」「エ 健康」

「オ 環境」「カ 文化・スポーツ」「キ 地域経済」「ク その他」

(補助対象となる経費)

「1 報酬」「2 報償費」「3 啓発物品等」「4 食糧費」「5 備品購入費」

「6 委託料」「7 その他経費」



「戻入」と「補助充当率」について

○「戻入」とは「当初の補助金額」と「決算の補助金額」との差額返還のことです

例) 活動費補助金 (当初) : 1,500,000円

活動費補助金 (決算) : 1,200,000円

戻入金額 : 300,000円

○「補助充当率」とは全事業の合計経費に対する補助金の割合です

当初計画時の補助金充当率によって、戻入の可能性が変わります

例) 活動費補助金「1,200,000円」の場合に必要な補助対象経費は「1,600,000円」

①補助金充当率60%の場合 (補助対象経費2,000,000円)

補助対象経費の余裕 (75%まで) : 400,000円

②補助金充当率50%の場合 (補助対象経費2,400,000円)

補助対象経費の余裕 (75%まで) : 800,000円

補助充当率が低い場合は「その他拠出金の増加＝地域負担の増加」に繋がり、
高い場合は今回のコロナや悪天候の影響で計画通り事業を実施できなかった場合に
「補助金の戻入」に繋がる可能性が高まります。あくまで補助金事業全体での計算
になりますので会計担当者の方は全体の状況把握が必要となります。

不明な点等ございましたら「まちセン」「区役所」までお問い合わせください

(お問い合わせ) 福島区まちづくりセンター

☎ 6136-6338

福島区役所市民協働課地域活動支援担当

☎ 6464-9743

